

『患者様・ご家族様へ』

をテーマにソーシャルワーカーから

生活保護

『生活保護』を少しでも理解していただくためのパンフレット



生活保護って？

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

いつ申請できる

困った時にすぐにです

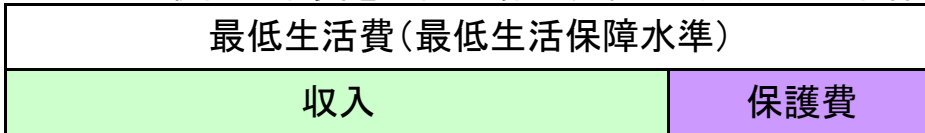
受け取り方

支給日は毎月5日です。土・日・祝日の場合はその前日が支給日です。支給の窓口は福祉事務所になりますが、金融機関への入金も可能です。

生活保護はどんな場合に受ける事ができるの？

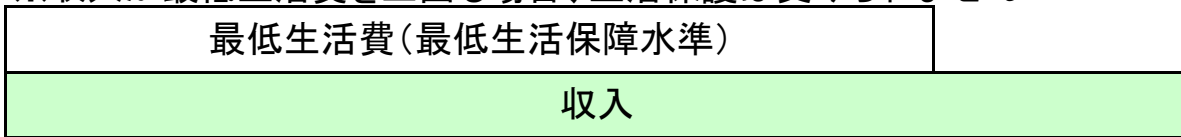
【生活保護が受けられる場合】

※収入が最低生活費を下回る場合、その不足分が生活保護費として支給されます



【生活保護が受けられない場合】

※収入が最低生活費を上回る場合、生活保護は受けられません



収入とは

給与や仕送り、各種年金・手当、その他貯金、保険金など世帯に入った収入全てが、その世帯の収入になります。

注)生活保護を受けるには、資産、能力、扶養、その他の制度など、利用できるものはすべて活用することが必要

生活保護ってどんな種類があるの？

生活保護には次の8つの種類(扶助といいます)があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- ①生活扶助:食料費・医療費・光熱水費など日常生活に必要な費用
- ②住宅扶助:家賃・地代・家屋の修理などの費用
- ③教育扶助:義務教育に必要な学用品・給食費などの費用
- ④介護扶助:介護保険によるサービスを受けるために必要な費用
- ⑤医療扶助:病気やけがの治療や薬に必要な費用
- ⑥出産扶助:出産に必要な費用
- ⑦生業扶助:就職をするために必要な資格を取得したり、技能を習得したりする費用
生業費、技能習得費、高等学校就学費、就職支度費の4種類
- ⑧葬祭扶助:葬祭に必要な費用

生活保護の申請はどう進めていけば良いの？

(1)相談

- ・市役所の福祉課(福祉事務所)が窓口となります
- ・担当者から生活の困りことや生活保護制度や他に利用できそうな制度を説明します



(2)申請

- ・ご本人の判断により申請できます
- ・関係書類や申請書に必要事項を記入、捺印し提出します



(3)調査

- ・同意書を提出してもらった上で、資産調査をします。暮らしの様子や扶養義務のある親族方の状況等の聞き取りを行うために担当者が家庭を訪問する事もあります
- ・生活の状態が国の定めた生活保護の要件に合うかどうか調査します



(4)判定

- ・収入、資産等が基準に当てはまるか計算します
- ・扶養義務者からの援助が可能か、他の制度が活動できるかも検討します。
- ・あらゆる手段を活用しても最低限度の生活が維持できないと認められた時は保護が決定します



(5)通知

- ・生活保護が受けられる場合は、「保護開始決定通知」が届きます
- ・生活保護が受けられない場合は、「保護却下決定通知」が届きます



注)生活保護が受けられるかどうかは、原則として申請受付から14日以内(調査に時間がかかる等特別な場合は30日以内)に決定、通知となります